

## 西ドイツ連邦協議会

### サリドマイド児救護施設を決定



西ドイツ連邦議会は11月4日圧倒的多数をもって「身障児救護」の施設設置に関する法律を決定した。これにより先ず約3千人にのぼるサリドマイド障害児の両親の請求権が法的に根拠づけられたことになる。またこれと同時に、連邦内で約5万人と推定されるその他の障害児にも、その救護の改善の道が開かれたわけである。

サリドマイド児について法律は次の通り定める。主障害の補償は2万5千マルクまでまた100ないし450マルクの終身年金、15年以内の間自宅で営業できるための融資、金銭給付の免税、その他。

法律は、Grünenthal 化学会社が1億マルクを施設に納めた時、発効する、サリドマイド児の管財人と代理人は両親の意見を求めており、連邦法相 Gerhard Jahn は両親に、議会

の提議を受け入れ、自分の子とその他の障害児すべてのための永続的で信頼しうる救護活動が妨げられないように、と訴えている。

法律が発効した場合、連邦は Grünenthal 化学会社の資金にサリドマイド児のため5千

万マルクを上積みするはずである。またさらに5千万マルクを連邦は、その他の障害児全部のリハビリテーションに管理するはずである。

政府及び各政党は、このような経済界その他の寄金による基本がさらに増大するよう期待しており、また連邦議会は政府に、すべての障害児が完全に平等な取扱いを確保されるような法律草案をつくるよう要請している。

*Die Welt*, 5 November. 71.

(安積鋭二 国立国会図書館)

## 西ドイツの

### 第2次年金改革案



連邦政府は、1971年10月20日 Walter Arendt 連邦労働大臣によって提出された年金改革案を決定した。この改革案は、(1)弾力的年金受給年齢の導入、(2)少額年金の引き上げ、(3)年

金保険の女子被保険者に対する「出産年限加算 Babyjahr」の導入、(4)就業していない婦人、手伝いをしている家族および自営業者に対する年金保険の開放、(5)離婚の場合の保護

調整の個別的規定、を骨子とするものである。改正法は、1973年1月1日から施行される予定である。

この改革法案が議会で可決されれば、いままで問題となっていた点はかなり解決されることになる。Arendt労働大臣によると、これらの改善を現行の年金保険財源の枠内で行なうので、被保険者・雇主の追加負担はないし、また年金保険の安定性も害されない、とされている。改革案の概要はつぎのとおりである。

#### 弾力的な年金受給年齢の導入

固定化されている65歳という受給年齢制限は、時代に応じた弾力的な規定によって緩和されることになる。35年以上の被保険者期間を有するすべての被保険者は、満63歳に達したのち、年金で生活していくかまたは続けて働くかを自由に決めることができる。63歳または64歳で年金を受給しても、なんらの減額もされない。しかし、年金額は、保険料算定基礎と被保険者期間によってきまるので、63

歳で受ける年金の額は、65歳で受ける年金の額よりも高くなることはない。この年金額の差は、被保険者期間が40年以上の場合5%である。すなわち、この場合、平均年金額は63歳の570マルクに対して65歳の600マルクである。

重要なことは、被保険者個人の意志決定の余地と自己決定権が拡大されたことである。そして、年金生活へ入りやすくなった。この弾力的な受給年齢を利用した者でも、パート・タイムなどで継続して働くことができる。この場合、保険料算定限度額の25%までの報酬は、年金支払いになんらの影響もしない。その報酬額は、1973年において月575マルクである。

弾力的な受給年齢を利用できる者の数は、1973年において約32万人とみられている。そしてその数は1985年には170万人に達すると予測されている。

#### 少額年金の引き上げ

少額年金の引き上げは、低い年金を受けて

いる者を救うものである。とくにこの改善は早期年金を受給している婦人にとって効果がある。被保険者期間が35年以上でありながら相対的に低い年金を受給している者はすべてこの改善によって恩恵を受けることになる。たとえば、被保険者期間が40年以上の場合年金は月300マルクから400マルクへ引き上げられる。この改善によって恩恵を受ける年金受給者は、約46万人とみられている。

#### 出産年限加算の導入

自己の被保険者資格を有する母親は、1973年から生きて生まれた子ども1人につき1年の被保険者期間加算が行なわれる。これによって、子どもを育てなければならないすべての女子被保険者の年金請求権が改善されることになる。現行法では、子どもの世話をするために就業することができず、また保険料も払うことができない女子被保険者は、この期間を失うことになり、そのためそれだけ低い年金を受ける結果となっている。このたびの改善は、こうした不十分な状態を解消するも

のである。

### 広い社会階層への年金保険の開放

就業していないすべての主婦、すべての自営業者およびすべての手伝いをしている家族は、将来公的年金保険に任意加入することができる。これによって、強制加入被保険者である労働者および職員とともに、いままで加入の道をとぎされていたその他の市民も将来公的年金保険の保護を受けることになる。そしてすべての市民への開放によって、公的年金保険は国民保険としての性格をもつことになる。また、就業していない主婦にとってこのことは、自分たちの社会保障の一つの前進として大きな意味をもつ。

任意加入者も、強制加入者と同じように保険料を報酬に応じて支払えば、同じ給付を受ける。収入がない者は、いずれの保険料等級の保険料を選んでもよいので、主婦にとって自己の老齢保障への道は容易になる。

この公的年金保険の開放によって、約700万人の婦人と75万人の自営業者に加入の機会

が与えられることになる。

これに関連して1956年から1972年までの保険料後払いが可能になる。保険料後払いは、満16歳以後の期間についてできる。また、分割払いが6年間のあいだにできる。

### 離婚の場合の保護調整

「年金分割」によって、結婚期間中に得た保護請求権は離婚の場合に調整されることになる。すなわち、結婚期間中に得た年金請求権は、離婚の場合夫と妻にそれぞれ1/2ずつ分割される。これによって年金請求権の分割を余義なくされた者は、保険料の支払いによって全部または部分的に欠けた部分を補うことができる。

### 財政効果

以上の年金改革によって生ずる労働者年金・職員年金保険の支出増は、1973年において約27億マルクとみられている。1985年までは支出増の累計額は約930億マルクに達

するものとみられている。ただし、このなかには、就業していない主婦および自営業者への年金保険の開放にともなう財政的影響は含まれていない。というのは、これにともなう収入増と支出増が均衡するとみられているからである。

鉱山従業者年金保険の支出増は、1973年において約6,600万マルクとみられている。そして1985年までに支出増の累計額は約15億マルクに達するものとみられている。この支出増は連邦によって負担される。

労働者年金保険および職員年金保険における支出増は、現行の収入によってまかなわれる。すでにきめられている保険料引き上げによって十分まかなっていける予定であり、保険料の追加引き上げは必要ない見込みである。

Schwerpunkt der Reform der gesetzlichen Rentenversicherung, *Die Rentenversicherung*, November 1971, S. 246-248.

(石本忠義 健保連)